

「介護福祉士養成施設等における
医療的ケアの教育及び実務者研修」
に係る説明会の概要について

平成24年1月18日

関東信越厚生局健康福祉部
指導養成課

〔開催日時等〕

- 1 日時 平成23年12月22日（木）
- 2 場所 さいたま新都心合同庁舎1号館2階 講堂
- 3 説明事項及び説明者

（1）制度の概要

（説明者；厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室担当者）

- ア 介護職員等による喀痰吸引等の実施のための制度について
- イ 介護福祉士の資格取得方法の見直しについて

（2）指定基準の改正等について

（説明者；関東信越厚生局健康福祉部指導養成課指導養成第二係担当者）

- ア 介護福祉士養成施設等における医療的ケアの教育について
- イ 実務者養成施設等の指定等について

〔説明事項の概要〕

指定基準の改正内容等に関する説明の概要は以下のとおりです。

I 介護福祉士養成施設等における医療的ケアの教育について

1 教育内容

（1）教育内容の概要

- ア 基本研修（講義形式・実時間で50時間以上）
- イ 演習（シミュレータ等を活用した演習）
- ウ 実地研修（可能な限り実地研修又は見学を実施）

（2）基本研修

ア 教育内容

① 医療的ケア実践の基礎

関連する法制度や倫理、関連職種の役割、救急蘇生法、感染予防及び健康状態の把握など、医療的ケアを安全・適切に実施する上で基礎となる内容とすること。

② 喀痰吸引（基礎的知識・実施手順）

喀痰吸引に必要な人体の構造と機能、小児の吸引、急変状態への対応など、喀痰吸引を実施するために必要な基礎的知識と実施手順を修得する内容とすること。

③ 経管栄養（基礎的知識・実施手順）

経管栄養に必要な人体の構造と機能、小児の経管栄養、急変状態への対応など、経管栄養を実施するために必要な基礎的知識と実施手順を修得する内容とすること。

イ 教育時間数

実時間で50時間以上とすることとし、いわゆる「スクールアワー」による換算にかかわらず50時間以上の実時間を確保すること。

(参照条文等)

- 「指針^(注1)」別表1～3「領域：医療的ケア」
- 「指針」別表1～3(注)
- 「施行通知^(注2)」1-(1)-①
- 「指針」I-9の2-(1)

(3) 演習

ア 対象となる学生又は生徒
基本研修を修了した者

イ 演習内容

- ① 喀痰吸引
口腔5回以上、鼻腔5回以上、気管カニューレ内部5回以上
- ② 経管栄養
胃ろう又は腸ろう5回以上、経鼻経管栄養5回以上
- ③ 救急蘇生法
1回以上

※1 授業における実施回数をあらかじめ定めておくこと。

※2 各学生又は生徒の実施回数を記録し、把握できるようにすること。

ウ 演習方法

シミュレータ等を活用して行うこと。

エ 演習時間

基礎研修(講義)として求められている50時間に含めないこと。

オ 科目上の取扱い

「医療的ケア」の中で実施すること。

(参照条文等)

- 「施行通知」1-(1)-②
- 「指針」I-9の2-(2)
- 「指定規則^(注3)」別表4備考第二号

注1 「指針」…「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」(平成20年3月28日社援発第0328001号厚生労働省社会・援護局長通知)別添2「介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」又は「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について」(平成20年3月28日19文科高第918号文部科学省高等教育局長 社援発第0328002号厚生労働省社会・援護局長 連名通知)別添2「介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針」

注2 「施行通知」…「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の施行について(介護福祉士養成施設における医療的ケアの教育及び実務者研修関係)(通知)」(平成23年10月28日社援発1028第1号)又は「社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令の施行について(介護福祉士学校における医療的ケアの教育及び実務者研修関係)(通知)」(平成23年10月28日23文科高第721号文部科学省高等教育局長 社援発1028第2号厚生労働省社会・援護局長 連名通知)

(4) 実地研修

ア 対象となる学生又は生徒
演習を修了した者

イ 実施の要否

可能な限り、実地研修又はこれに代わる見学を行うよう努めること。

※ 学生又は生徒の学習機会を確保する観点から積極的に取り組んでいただきたい。ただし、次に挙げる要件が必要であるので留意すること。

ウ 実施要件

安全性確保等の観点から、①喀痰吸引等を必要とする者等の書面同意、②関係者による連携体制の確保等の要件を満たす必要がある。詳細な実施要件については、厚生労働省担当部局より、別途通知の発出が予定されている。

エ 研修内容

① 喀痰吸引

口腔 10 回以上、鼻腔 20 回以上、気管カニューレ内部 20 回以上

② 経管栄養

胃ろう又は腸ろう 20 回以上、経鼻経管栄養 20 回以上

オ 科目上の取扱い

基本的に「医療的ケア」又は「介護実習」の中で実施することが想定されている。

カ 実施方法

登録研修機関と連携の上、当該登録研修機関に係る実地研修施設等を活用することや、登録喀痰吸引等事業者との連携も可能。

キ 実地研修の修了証明

実地研修を修了しなくても介護福祉士養成施設等の卒業は可能

介護福祉士養成施設等において実地研修を修了した者は、資格取得後の実地研修が不要となるため、当該学生及び生徒には「実地研修修了証明書」を交付すること。

(参照条文等)

○「指定規則」別表4備考第三号

○「施行通知」1-(1)-③

○「指針」I-9の2-(3)

○「指針」様式4

注3 「指定規則」…「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則」(昭和62年厚生省令第50号)又は「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」(平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号)

2 教員要件

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 医師、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後、5年以上の実務経験を有する者であること。
- (2) 医療的ケア教員講習会修了者又はその他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。

※1 「その他その者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」には、介護職員のたんの吸引等試行事業又は介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（不特定多数の者を対象としたものに限る。）における指導者講習修了者が含まれる。

※2 他の三領域のような「当該領域における一貫性及び統一性が確保された科目の編成、授業の運営等につき責任を有する者」の配置は求められていない。また、当該介護福祉士養成施設等の正規の教員に限らず、外部から教員を招聘（しょうへい）することも可能。ただし、医療的ケア担当教員として上記（1）（2）の要件を満たす必要あり。

（参照条文等）

- 「指定規則」第5条第9号の2
- 「指針」I-7-(4)
- 「施行通知」1-(2)

3 他の機関等との連携等

領域「医療的ケア」については、介護福祉士養成施設等が自ら実施することが困難な場合は、教育の一部を他の介護福祉士養成施設等、福祉系高等学校等、登録研修機関等に実施させることも可能。

（参照条文等）

- 「施行通知」1-(4)

4 教育上必要な機械器具等

(1) 教育上必要な機械器具等の追加

医療的ケアの教育の追加に伴い、教育に必要な機械器具等に以下の機械器具等が追加された。

- ア 吸引装置一式
- イ 経管栄養用具一式
- ウ 吸引訓練モデル
- エ 経管栄養訓練モデル
- オ 心肺蘇生訓練用器材一式
- カ 処置台又はワゴン（代替する機能を有する床頭台等でも可。）
- キ 人体解剖模型（全身模型）

(参照条文等)

○「指針」I-2-(10)

(2) 整備が必要となる時期

当該授業の開始までに整備すること。

- ※ カリキュラム改正に伴う学則変更届出時点では未整備でも差し支えないが、変更理由書による補足説明など、どの器具等をいつ頃までに整備するかわかる資料を添付すること。

5 評価方法

医療的ケアに関する学生又は生徒の評価方法については、厚生労働省担当部局より、別途通知が発出される予定。

(参照条文等)

○「施行通知」1-(3)

6 教育の開始時期及び届出時期

(1) 教育の開始時期

平成 27 年度以降に卒業することとなる学生又は生徒から医療的ケアの教育を実施する必要がある。

- ※ 前倒しでカリキュラムに追加することも可能ではあるが、その場合でも、卒業者は資格取得後に登録研修機関が実施する「喀痰吸引等研修」を修了しなければ「認定特定行為従事者」となることはできない。また、介護福祉士養成施設等が登録研修機関の登録を受けることにより、登録研修機関として医療的ケアの教育を行うことは可能。

(2) 届出時期

カリキュラム等の変更があった日から1か月以内

- ※1 例えば、4年制の場合、平成24年4月末までとなる。
※2 ただし、医療的ケアの追加に伴い、演習室の改修・増設、教室変更等がある場合は、各室の用途等の変更となるため、従前のおり、当該教室等で授業を開始する6月前までに変更申請し、事前承認を受ける必要があるので注意。

(参照条文等)

○「施行通知」1-(5)

7 届出書の記載事項及び添付書類

(1) 届出様式

改正後の「指針」に示されている「指定申請書」(様式)のタイトルを「変更届出書」に書き換えて使用すること。

(2) 必要書類

ア 変更届出書(かがみ・届出書)

※1 医療的ケア担当教員は、専任教員である必要はないが、教員要件を確認する必要があるため、資格名に「医師」等の要件に該当する資格名を記入し、「該当番号」は「指定申請書」(様式)欄外の(注3)に示すところにより、「(1)」又は「(2)」と記入すること。

※2 医療的ケアの教育上必要な機械器具等は、届出書に記載することになるが、届出時点で整備されているもののみを記載すれば足りること。(未整備のものを記載しないこと。)

イ 変更理由書

ウ 変更学則の新旧対照表

エ 新旧学則

オ 科目「医療的ケア」の授業概要

カ 医療的ケア担当教員の教員調書

※1 改正後の「指針」に示されている「医療的ケアを担当する教員に関する調書」を使用すること。

※2 医療的ケア担当教員講習会は届出までに受講することが困難であるため、教員調書に「〇〇年度修了予定」と記載して届け出ること差し支えない。

キ 医療的ケア担当教員の就任承諾書

ク 理事会議事録

ケ 担当者連絡先

(参照条文等)

○「施行通知」1-(5)

○「指針」様式2

Ⅱ 実務者養成施設等の指定等について

1 設置主体

- (1) 法人格を取得している者であること。
- (2) 複数の法人等が連携して実施することも可能ではあるが、申請名義は代表する一の法人等とすること。

(参照条文等)

- 「指針」Ⅱ-1
- 「施行通知」2-(1)

2 校地・校舎及び施設設備等

- (1) 所有を原則としない。
- (2) 実務者研修を適切に実施できれば賃貸等でも可。

(参照条文等)

- 「指針」Ⅱ-2

3 教育課程及び教育方法

- (1) 通学課程（昼間又は夜間）、通信課程の両方が認められている。
- (2) 通信課程については、大学通信教育設置基準等に規定する印刷教材等による授業、放送授業、面接授業、メディアを利用して行う授業等が想定される。
- (3) 通信課程であっても、「介護過程Ⅲ」、「医療的ケア」の演習については、面接授業により行うこと。

(参照条文等)

- 「施行通知」2-(2)
- 「指針」Ⅱ-8-(3)
- 大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）
- 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第25条第2項
- 大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件（平成13年文部科学省告示第51号）
- 「養成施設指定規則」別表第5又は「学校指定規則」別表第4の2備考第一号及び第二号

4 修業年限

6月以上

(参照条文等)

- 「指定規則」第7条の2第一号イ

5 教育内容（科目及び時間数）

人間の尊厳と自立（5）
社会の理解Ⅰ（5）
社会の理解Ⅱ（30）
介護の基本Ⅰ（10）
介護の基本Ⅱ（20）
コミュニケーション技術（20）
生活支援技術Ⅰ（20）
生活支援技術Ⅱ（30）
介護過程Ⅰ（20）
介護過程Ⅱ（25）
介護過程Ⅲ（45）
発達と老化の理解Ⅰ（10）
発達と老化の理解Ⅱ（20）
認知症の理解Ⅰ（10）
認知症の理解Ⅱ（20）
障害の理解Ⅰ（10）
障害の理解Ⅱ（20）
こころとからだのしくみⅠ（20）
こころとからだのしくみⅡ（60）
医療的ケア（50）
計 450 時間以上

- ※1 介護福祉士養成施設等の 1850 時間課程のうち、実務経験のみでは習得できない知識・技術を中心に構成。
- ※2 原則として、科目をⅠ（基本的事項）とⅡ（応用的事項）に分割。
- ※3 各科目の教育に含むべき事項及び到達目標は、「指針」別表5のとおり。
- ※4 科目名称は、「養成施設指定規則」別表第5又は「学校指定規則」別表第4の2のとおりとし、独自名称は不可。

（参照条文等）

- 「養成施設指定規則」第7条の2第一号ロ及び別表第5
又は「学校指定規則」第7条の2第一号ロ及び別表第4の2
- 「指針」別表5

6 教員数及び教員要件

(1) 教員数

ア 教員

教育内容を教授するのに必要な数の教員を有すること。

イ 専任教員

① 通学課程

学生又は生徒の総定員に応じて「指定規則」別表第2に定める数以上

② 通信課程

1名以上

ウ 教務に関する主任者

専任教員のうち1名を必置

(2) 教員要件

ア 教務に関する主任者

以下のいずれかの要件を満たし、かつ、実務者研修教員講習会を修了した者又はその他その者と同等以上の知識及び技術を有すると認められる者であること。

① 実務5年以上の介護福祉士

② 介護の領域に関する科目を教授する資格を有する者であって、以下のいずれかに該当する者

i) 大学等の教授、准教授、講師又は助教

ii) 養成施設、福祉系高等学校（一般校）での教歴3年以上

iii) 福祉系高等学校（特例校）、実務者研修での教歴5年以上

※ 「その他その者と同等以上の知識及び技術を有すると認められる者」には、介護教員講習会修了者、実務者研修教員講習会における講師が含まれる。

イ 専任教員

教育する内容について、相当の学識経験を有する者又は実践的な能力を有する者として実務者養成施設等が認めた者。

ウ 介護過程Ⅲ担当教員

上記ア①又は②を満たし、かつ、介護福祉士実習指導者講習会を修了した者又はその他その者と同等以上の知識及び技術を有すると認められる者。

※1 「その他その者と同等以上の知識及び技術を有すると認められる者」には、介護教員講習会、実務者研修教員講習会、介護技術講習の主任指導者養成講習・指導者養成講習を修了した者が含まれる。

※2 必ずしも、専任教員である必要はない。

エ 医療的ケア担当教員

前述のI-2に同じ。

(参照条文等)

- 「指定規則」第7条の2第一号ハ及び別表第2又は同条第二号ロ
- 「指定規則」第7条の2第一号ホ又は同条第二号ハ
- 「指針」Ⅱ-7-(2)

7 学則

必要記載事項等は、既存の介護福祉士養成施設等に準ずる。

(参照条文等)

- 「指針」Ⅱ-5及びⅠ-5

8 他の養成施設等との連携等

教育の質が担保される場合には、教育の一部について他の養成施設等を実施させることが可能。

※1 教育の全部を他の養成施設等を実施させることは不可。

※2 実務者研修の最終的な責任は実務者養成施設等が負うものである点に留意。

※3 科目は問わず、「介護過程Ⅲ」「医療的ケア」の教育を他の養成施設等を実施させることも可能だが、実施先の教員は所定の教員要件を満たすこと。その他の科目を他の養成施設等を実施させる場合、実施先の教員は、その教育内容について相当の学識経験を有する者又は実践的な能力を有する者を充てること。

(参照条文等)

- 「施行通知」2-(3)
- 「指針」Ⅱ-8-(4)

9 他研修等の修了認定

(1) 修了認定

地域の団体等で実施される研修で一定のものを修了した場合には、実務者研修の相当する科目について、実務者養成施設等で履修し修得したものとみなすことが可能(「修了認定」という。)

(2) 他研修等(認定研修)の種類

- ア 訪問介護員養成研修
- イ 介護職員基礎研修
- ウ 認知症介護実践者研修
- エ 喀痰吸引等研修
- オ 他の介護福祉士養成施設・介護福祉士学校・福祉系高等学校が行う教育科目(実務者研修と同様の教育を行う科目に限る。)
- カ 一定の条件を満たしたうえで各地方厚生(支)局長に届け出た研修(現時点で、該当なし。)

(3) 留意点

他研修等の修了認定の留意点については、別途、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知が発出されているので、確認すること。

(参照条文等)

- 「施行通知」2-(4)
- 「指針」Ⅱ-8-(5)

10 教育上必要な機械器具及び備品等

「指定規則」第7条の2第一号又の規定されている他は、特段、詳細な基準等は示されていない。

※ 教育の内容に応じて、既存の介護福祉士養成施設等における指針を参考にされたい。(「指針」Ⅰ-2-(10)及び(12)を参照のこと。)

11 その他指定基準

その他、教室の数、1学級の定員、管理・維持経営、情報開示等について、「指定規則」において基準が定められている。

(参照条文等)

- 「指定規則」第7条の2第一号子、リ、ル及びヲ

12 申請手続

基本的に開設する9月前までに計画書を提出、6月前までに申請書を提出すること。養成施設等の所在地に応じて、管轄する最寄りの各地方厚生(支)局に提出すること。(なお、当厚生局は、関東圏の1都9県(群馬、栃木、茨城、千葉、埼玉、東京、神奈川、新潟、長野、山梨)を管轄している。)

計画書提出前でも、電話予約により、事前相談を受け付けているので、積極的にご活用いただきたい。事前相談の際は、未確定部分があっても差し支えないが、できるだけ具体的な内容をつめた上で、設置計画書(案)又は指定申請書(案)その他の資料を持参し、具体的に相談いただきたい。

なお、特例として、平成24年10月以前に開講予定の場合は、計画書の提出は不要。平成24年8月以前の開講予定の場合は、申請書は平成24年1月末までに提出すれば足りる。いずれの場合についても、審査期間は短期間となるため、事前相談を積極的にご活用いただきたい。

(参照条文等)

- 「指針」Ⅱ-3及び4